

第52回日独スポーツ少年団同時交流実施要項〔受入〕

本交流は、日独両国のスポーツ少年団の青少年および指導者の相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めると共に、両国の青少年スポーツの発展に寄与することを目的に、2023年に調印した「日独スポーツ少年団国際交流協定書」に基づき、次のとおり実施する。

1. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団
都道府県体育・スポーツ協会都道府県スポーツ少年団
ドイツスポーツユースゲント(dsj)

2. 後援

スポーツ庁(予定)

3. 期日

2025年7月31日(木)～8月14日(木)

4. 参加者

ドイツ団:100名〔12グループ 97名(団員85名、引率指導者12名)、団長団3名〕

日本側交流参加者:ホストファミリー、全体プログラムおよび地方プログラム交流参加者・受入関係者

※グループ編成の詳細は別紙『日独スポーツ少年団同時交流パートナー編成(2024-2027)』のとおりに

5. 共通テーマ

「スポーツ×SDGs」～スポーツが拓く社会の持続可能性～

※SDGsの17の目標のうち、以下3テーマからいずれか1つをグループごとに選択しする

「3.すべての人に健康と福祉を」、「4.質の高い教育をみんなに」、「5.ジェンダー平等を実現しよう」

6. プログラム

(1) 受入日程

① 全体プログラム(前半)〔担当:日本スポーツ少年団〕

期 間: 2025年7月31日(木)～8月4日(月)

場 所: 相鉄グランドフレッサ 東京ベイ有明 等

② 地方プログラム〔担当:受入道府県スポーツ少年団およびそのグループ内〕

期 間: 2025年8月4日(月)～8月12日(火)

③ 全体プログラム(後半)〔担当:日本スポーツ少年団〕

期 間: 2025年8月12日(火)～8月14日(木)

場 所: 相鉄グランドフレッサ 東京ベイ有明 等

(2) 地方プログラム〔担当:受入道府県スポーツ少年団およびそのグループ内〕

地方プログラムの実施にあたっては、各受入グループ幹事県を中心とした委員会を設け、その計画と実行にあたる。

(3) 経費

① 「全体プログラム(前半・後半)」期間中の受入経費については、日本スポーツ少年団が負担する。
(各グループの分散・集結費含む)

② 「地方プログラム」期間中の受入経費については、受入道府県スポーツ少年団が負担する。なお、日本スポーツ少年団が手配する受入通訳の謝金は日本スポーツ少年団が負担する。

※別途「受入準備マニュアル」に詳細を記載

7. 個人情報および肖像権の取扱いについて

(1) 日本スポーツ協会は、本交流開催にあたり、以下の目的のために個人情報を取得する。

- ・ 交流の申込み手続きおよび参加資格審査
- ・ 交流運営上必要な申込手続きおよび連絡ならびにプログラム編成および各種資料作成
- ・ 報告書や SNS、各種広報物への掲載

(2) 日本スポーツ協会は、個人情報を以下のとおり共同利用する場合がある。

| | |
|------------------|--|
| 共同して利用される個人情報の項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・参加申込時に提供される情報 ・交流中に取得する情報(交流中に撮影した写真および映像など) |
| 共同して利用する者の範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ●主催・主管団体 <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団 ・都道府県スポーツ協会都道府県スポーツ少年団 ・ドイツスポーツユーгент(dsj)、dsj 加盟団体 ●受入関係団体 <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村スポーツ少年団 ・単位スポーツ少年団 ●交流パートナーであるドイツ団グループ(別途定める) <p>※交流パートナー以外の受入グループには提供されない</p> |
| 共同して利用する者の利用目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・交流運営上必要な申込手続きおよび連絡ならびにプログラム編成および各種資料作成 ・報告書や SNS、各種広報物への掲載 |
| 個人情報の管理責任者 | 公益財団法人日本スポーツ協会 会長 遠藤 利明 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 11 階 |

(3) 交流の様子は、参加申込書に記載されている情報(氏名、道府県、年齢)とともに主催者および主管団体を通じた公開、交流関係機関・団体および報道機関等による新聞・雑誌および関連ホームページ等への掲載、次回交流プログラムへの掲載等で公表することがある。

(4) 交流関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ、インターネット等によって掲載されることがある。

(5) JSPO は、本人またはその代理人から、保有する個人情報について開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の請求があった場合、法令に則って、所定の手続に従い誠意をもって対応する。また、本人から利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、法令に則って、所定の手続に従い遅滞なく通知する。これらの請求については、JSPO 地域スポーツ推進部少年団課(jjsa@japan-sports.or.jp)まで連絡すること。

(6) 日本スポーツ協会の個人情報保護方針は以下 URL から確認すること。

<http://www.japan-sports.or.jp/privacypolicy/tabid/102/Default.aspx>

